

・敷地と道路との間に水路がある場合の接道の取り扱いについて（お知らせ）

建築基準法では、建築物の敷地は道路に 2 m 以上接しなければならないと定められています。

これまで本市においては、敷地と道路との間に水路がある場合は、その管理者より法定外公共物の占用許可を受けていれば、接道条件を満たしていると取り扱っていましたが、敷地と道路との関係をより明確にするために、下記のとおり変更します。

変更後の取扱いについては、平成 27 年 10 月 1 日（木）受付分より、適用します。

～敷地と道路との間に水路がある場合の接道の取り扱い～

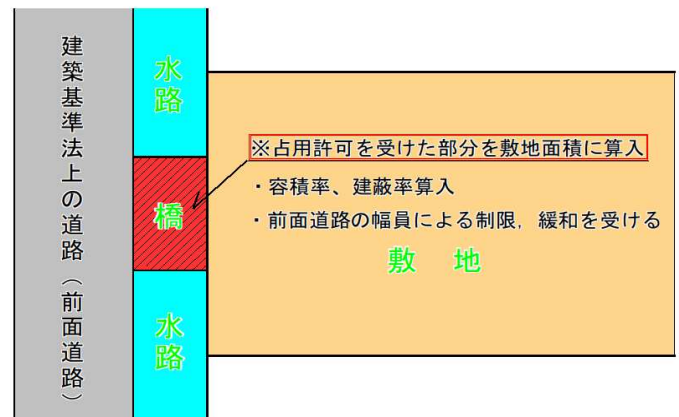
該当 法令

- ・法第 43 条第 1 項（敷地等と道路との関係）
- ・令第 1 条第 1 項第 1 号（敷地の定義）、令第 2 条第 1 項第 1 号（敷地面積の算定方法）

（敷地等と道路との関係）

建築基準法第 43 条 <抜粋>

1.建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。



～今後の取り扱い～

- ・占用部分（橋梁部分）を敷地面積に算入する。
- ・建ぺい率、容積率の算定に算入する。
- ・前面道路の幅員等による規定を受ける。
- ・セットバックについては、橋梁部分は水路として扱う。
- ・申請書類等に記載する場合は占用部分を「〇〇番の地先」と表記する。

*** 1 級、2 級、準用河川については法第 43 条ただし書き許可を必要とし、敷地面積に算入しない（本取扱い対象外）**

* ご質問および不明な点がございましたら、下記の連絡先までお願いいたします。

佐賀市役所建設部建築指導課 担当：指導係
TEL0952-40-7170/FAX0952-40-7392
E-Mail kenchikushido@city.saga.lg.jp